

第2回『新しい総合事業』に関する説明会

日 時 平成28年 1月26日(火)
通所介護 午前10時～
訪問介護 午後 2時～
会 場 福島市保健福祉センター
5階 大会議室

〈 次 第 〉

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 『新しい総合事業』に関する説明

★ポイント説明

- (1)福島市における『新しい総合事業』移行時の状態と今後の事業について
- (2)『新しい総合事業』における「相談」から「サービス利用」までについて
- (3)『新しい総合事業』における事業所指定について
- (4)その他
 - ①介護予防・日常生活支援総合事業の請求について（国保連説明会の案内）
 - ②前回説明会での質問（未回答分）やメールによる質問への回答
 - ③第3回『新しい総合事業』に関する説明会について
 - ④質疑応答、意見交換等

- 4 閉 会

★本日の説明についてご質問等がありましたら、平成28年 2月 5日（金）まで、長寿福祉課宛（tyoujyu@mail.city.fukushima.fukushima.jp）メールにて提出願います。次回の説明会で回答いたします。

★ポイント説明

【会議の内容・目的】

- 1 福島市における『新しい総合事業』移行時の状態と今後の事業について
○平成28年3月1日（総合事業移行時）の福島市の状態について再確認します。
○『新しい総合事業』へ移行後の事業展開・事業の結びつきについて説明します。

◆現時点では、「現行の訪問介護相当」と「現行の通所介護相当」の事業を、現状維持にて移行することを最優先とします。

◆「多様なサービス」は今後、医療・介護・福祉関係者や地域住民、NPO・民間事業者等と幅広い連携のもと、段階的に充実してまいります。

- 2 平成28年3月1日（総合事業移行時）のサービス内容を受けた、相談からサービスまでの流れについて説明します。
- 3 事業所指定と定款の変更の必要性について、現時点での市の考えを説明します。
- 4 今後の説明会・研修会の予定について

○介護予防・日常生活支援総合事業の請求に関する説明会

【福島県国民健康保険団体連合会より説明】

■対象：地域包括支援センター、介護予防訪問介護・介護予防通所介護事業所

■日時：平成28年 2月10日（水）

午前の部（通所事業所） 午前9時30分～午前11時30分

午後の部（訪問事業所） 午後1時30分～午後 3時30分

■場所：福島市 市民会館 2階 第2ホール（住所：福島市霞町1番52号）

※資料は本日配付いたしますので、説明会当日（2/10）忘れずにご持参ください。

○第3回『新しい総合事業』に関する説明会

■日時：平成28年 2月24日（水）

午前の部（通所事業所） 午前10時 ～ 午前11時

午後の部（訪問事業所） 午後 2時 ～ 午後 3時

■場所：福島市 市民会館 2階 第2ホール（住所：福島市霞町1番52号）

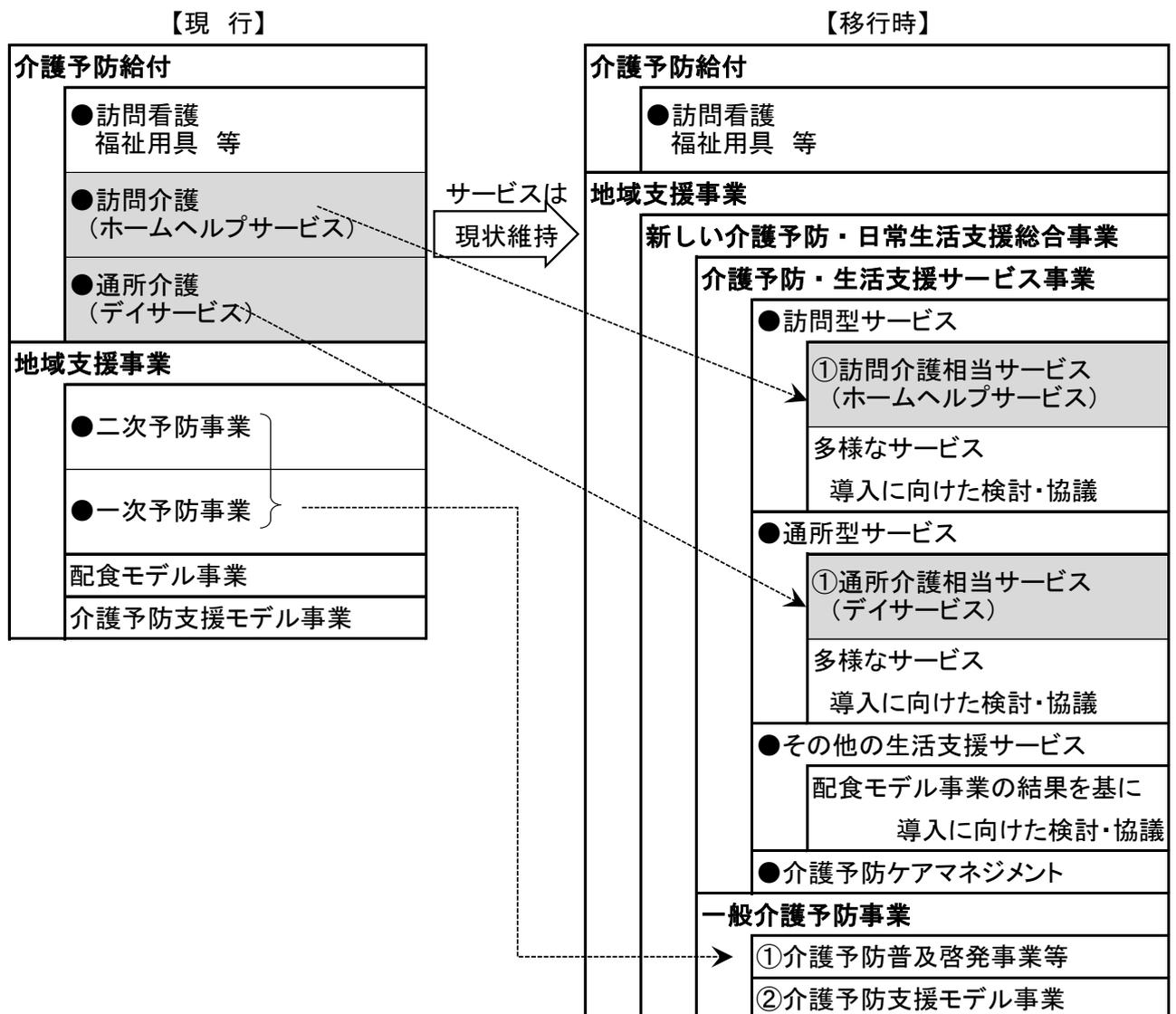
※市民会館は駐車場が限られており、特に2/10は施設利用が多く混雑が予想されますので、極力、公共交通機関利用や相乗りでおこしいただく等のご協力をお願いいたします。

- 5 「新しい総合事業」の移行にあたって、現時点で想定される課題や要望、意見などを共有します。

(1) 福島市における『新しい総合事業』移行時の状態と今後の事業について

- ① 『新しい総合事業』への移行当初は、旧来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同一の基準による訪問型サービス、通所型サービスのみを実施する。
- ② 地域包括支援センターで介護予防ケアマネジメントを実施する。
- ③ 多様な主体による多様なサービスについては、『新しい総合事業』移行後の平成 28 年度から導入に向けた検討・協議を開始し、整えていく。
- ④ 『新しい総合事業』の認定申請及び更新申請の受付は 3 月 1 日より開始する。

福島市における『新しい総合事業』移行時のサービスの状態



福島市における『総合事業』導入に向けた5つの視点

1. 高齢者の「自立支援」と「QOLの向上」の視点
2. 「人材育成」と住民主体の「地域づくり」の視点【地域住民との協働】
3. 「医療・介護の専門職」の有効活用の視点【多職種との協働】
4. 「医療・介護事業所等」の有効活用の視点
5. 医療・介護事業所以外の民間企業等、「民間活力」の有効活用の視点

1. 高齢者の「自立支援」と「QOLの向上」の視点

- 高齢者本人の参加意欲を基本に、地域での顔の見える関係づくりを支援し、地域生活の中で活動性を高めるように努める。
- リハビリテーション職による短期・集中的な介入から地域の自主的活動に結び付けるなどの事業検討に努める。

2. 「人材育成」と住民主体の「地域づくり」の視点 【地域住民との協働】

- 地域住民の自主的・主体的な取り組みの育成・支援を行う「地域介護予防活動支援事業」を展開し、地域住民の「通いの場」・「活動の場」の充実に努める。
- 「元気高齢者等」を中心とした地域住民の自主的・主体的な活動やボランティア活動などを支援し、人材育成に努める。
- 医療、介護、介護予防、生活支援・福祉サービスの充実に努めるとともに、生涯学習などによる学習成果の地域還元などとの連携を図り、重層的な地域づくりに努める。

3. 「医療・介護の専門職」の有効活用の視点 【多職種との協働】

- 専門職と地域住民等のボランティアによる支援のすみ分け等の検討を行い、医療・介護等の専門職の専門性を活かし、より効果的な活躍の場を創出に努める。
- 医療・介護等の専門職の専門性を補完する地域住民のボランティア活動等の活性化に努める。
- 医療・介護等の専門職など、多職種との協働を一層の充実に努める。

4. 「医療・介護事業所等」の有効活用の視点

- 医療・介護等の事業所が所有する既存資源・施設等の有効活用に努める。
- 現行の訪問介護・通所介護は、現状維持するように努める。

5. 医療・介護事業所以外の民間企業等、「民間活力」の有効活用の視点

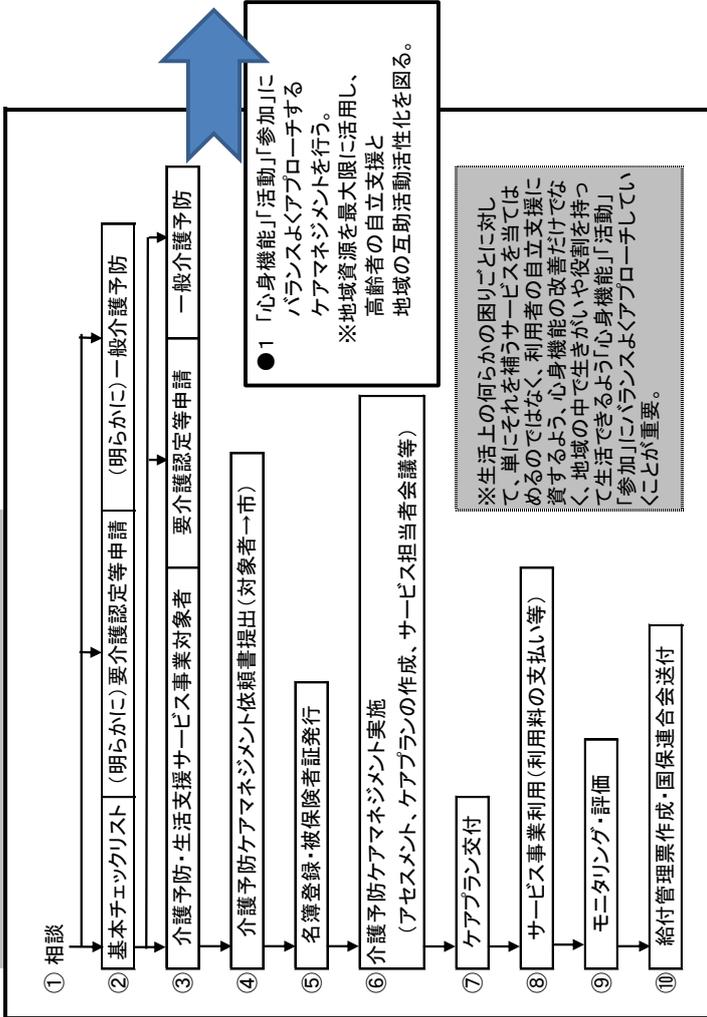
- 介護予防や生活支援サービスへの民間活力の導入を図るとともに、医療・介護事業所等以外のNPO、民間企業などとも連携し、幅広く民間活力の有効活用に努める。
- 民間企業などと連携し、スポット就労支援などを行い、高齢者の社会参加の支援に努める。

介護予防・日常生活支援総合事業（「新しい総合事業」移行に伴う事業イメージ図）

★新しい総合事業＝要支援者の多様なニーズに、要支援者の能力を最大限活かすつ、多様なサービスを提供する仕組み。

- 1. 生活支援の充実
- 2. 高齢者の社会参加・支え合い体制づくり
- 3. 介護予防の推進
- 4. 関係者間の意識の共有と自立支援に向けたサービスの推進等

■1 総合事業（サービス事業）の利用の流れ



●1 「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチするケアマネジメントを行う。
※地域資源を最大限に活用し、高齢者の自立支援と地域の互助活動活性化を図る。

※生活上の何らかの困りごとに対し、単にそれを補うサービスを当てるのではなく、利用者の自立支援に資するよう、心身機能の改善だけでなく、地域の中で生きがいや役割を持つて生活できるような「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチしていくことが重要。

【ポイント】
●1: 介護保険サービスのみこだわらず、地域の互助活動、民間事業所も含めて、高齢者の自立支援に結びつける。
●2: 高齢者のニーズと地域のサービス状況のミスマッチを把握し、協議体・地域ケア会議で協議。
●3: 地域で解決できないことや新しい総合事業のサービスに位置付けるべき内容については、市へ提案。
●4: 市における『総合事業』導入に向けた5つの視点に基づく事業展開の充実。

- 4
 1. 高齢者の「自立支援」と「QOLの向上」
 2. 「人材育成」と住民主体の「地域づくり」
 3. 「医療・介護の専門職」の有効活用
 4. 「医療・介護事業所等」の有効活用
 5. 医療・介護事業所以外の民間企業等、「民間活力」の有効活用

地域包括支援センター

中核的役割

- 2 現行の訪問介護相当
- 3 現行の通所介護相当
- 4 生活支援・介護予防サービス
自治会単位の圏域
・家事援助
・声かけ
・コミュニケーションカフェ
・交流サロン
・配食・見守り
【小学校区単位の圏域】
・介護者支援
・外出支援
・安否確認
・権利擁護
・食材配達
・移動販売
- 5 高齢者の社会参加
・一般就労、企業
・趣味活動
・健康づくり活動、地域活動
・介護、福祉以外のボランティア活動 等
- 6 介護予防
・地域づくりによる介護予防事業
・リハビリテーション等の活用

【行政】

- 14 地域ケア推進本部
 - 1 医療、介護、予防部会
 - 2 生活支援・福祉サービス、住まい部会
 - 3 支所部会
- 13 地域学習センター
- 12 支所・出張所

■9 地域ケア会議

『地域住民との協働』と『多職種との協働』を基本として、地域課題・地域の取り組み方針等を共有化し、長期的視点に基づき、住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らすことができる、支援体制づくりに結びつけるための会議。

- 3 生活支援コーディネーター・協議体、地域ケア会議において、必要となる多様なサービス、新しい総合事業に位置付けるべきサービス等について、市へ提案。
新しい総合事業の多様なサービスの充実、地域互助活動の支援充実等を図る。
- 11 地域包括ケアシステム推進会議
 - 1 在宅医療推進プロジェクト
 - 2 福島市オレンジプラン推進プロジェクト
 - 3 医療と介護の連携推進プロジェクト
 - 4 地域住民との協働推進プロジェクト
- 10 協議体（第1層）の設置

●2 高齢者のニーズ等を把握。→結びつけるサービスがないなどの地域実態の把握。
■高齢者ニーズ・地域の不足するサービス等について、協議体・地域ケア会議等で協議。

- 7 生活支援コーディネーターの配置
(A) 資源開発
○地域に不足するサービスの創出
○サービスの担い手の養成
○元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など
(B) ネットワーク構築
○関係者間の情報共有
○サービス提供主体間の連携の体制づくり など
- 8 協議体（第2層）の設置
⇒ 多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進



(2) 『新しい総合事業』における「相談」から「サービス利用」まで について

1 総合事業における介護予防マネジメントの考え方

(1) ポイント

- ・総合事業は高齢者の介護予防と自立支援が目的。
- ・総合事業における介護予防ケアマネジメントは現行の予防給付によるケアマネジメントと同様。
- ・高齢者みずからも介護予防に努めなければならない。

(2) 対象者

総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」の対象者は制度改正前の要支援者に相当する者です。

○総合事業は、多様なニーズに対して、高齢者の介護予防対象者の要介護状態等となることの予防又は、自立した日常生活支援を目的として実施するものである。

総合事業における介護予防ケアマネジメントは、介護予防と自立支援の視点を踏まえ、対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づきサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、専門的視点から、必要な援助を行うことを目的としている。

さらに、この介護予防マネジメントの考え方は、サービス利用を終了した場合においても利用者のセルフケアとして習慣化され、継続される必要がある。そのためには対象者が主体的に取り組めるように働きかけるとともに、知識や技術の提供によって対象者自身の能力が高まるような支援が重要である。

【介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン P54 より一部抜粋】

2 総合事業を構成する各事業の内容及び対象者

(1) 介護予防・生活支援サービス事業(サービス事業) (P12~)

○対象者は、制度改正前の要支援者に相当する者。

①要支援認定を受けた者
②基本チェックリスト該当者(事業対象者)

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント

※ 事業対象者は、要支援者に相当する状態等の者を想定。
※ 基本チェックリストは、支援が必要だと市町村や地域包括支援センターに相談に来た者に対して、簡便にサービスにつなぐためのもの。
※ 予防給付に残る介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与等を利用する場合は、要支援認定を受ける必要がある。

【介護予防・日常生活総合事業のガイドライン(概要) P5 より抜粋】

介護予防・日常生活支援総合事業 ガイドライン案(骨子)

第1 総合事業に関する総則的な事項 (P1~)

○事業は、要支援者の多様なニーズに、要支援者の能力を最大限活かしつつ、多様なサービスを提供する仕組み。

○生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進、関係者間の意識共有と自立支援に向けたサービスの推進等を基本に事業を実施。

○住民主体のサービス利用、認定に至らない高齢者増加、重度化予防推進により、結果として費用の効率化。

第2 サービスの類型 (P2~)

○市町村が基準・単価等を定める際の参考例を提示。

○現行の訪問介護等に相当するサービスのほか、緩和した基準のサービス、住民主体の支援等の多様なサービスを想定。

第3 生活支援・介護予防サービスの充実 (P2~)

○コーディネーターや協議体等を通じ、地域の支え合い体制づくりを推進。

○担い手の知識・スキル向上のため、研修実施。

○市町村で行われているボランティアポイントも活用可能。

第4 サービスの利用の流れ (P6~)

○認定を受けずに、チェックリストにより、サービスを利用可能。

○ケアマネジメントで、利用者者に適切なサービスを提供。

第5 関係者間の意識共有と介護予防ケアマネジメント(P74~)

○一歩進んだケアマネジメントに向け、関係者の意識共有や、短期集中アプローチで自立につながるケアマネジメントを推進。

第6 総合事業の制度的な枠組み (P8~)

○直接実施や委託のほか、指定事業者による実施や、事業者に対する補助による実施が可能。

○基準・単価等は、国の基準や単価の上限を踏まえ、設定。

○市町村の事業費の上限は、移行分をまかなえるよう設定。

第7 円滑な事業への移行・実施 (P12~)

○事業は28年4月まで暫予可。市町村は、早期から総合事業に取り組む。一方で、受け皿の整備等に一定の時間をかけることも選択肢。

○エリアごとなど、段階的な実施も可。

【介護予防・日常生活総合事業のガイドライン(概要) P1 より抜粋】

○国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

【介護保険法第4条第1項】

2 相談からサービス利用までの流れについて

(1) ポイント

- ①介護認定の他に、認定を受けずにチェックリストによりサービス利用可能。
- ②ケアマネジメントで利用者に適切なサービスを提供する。

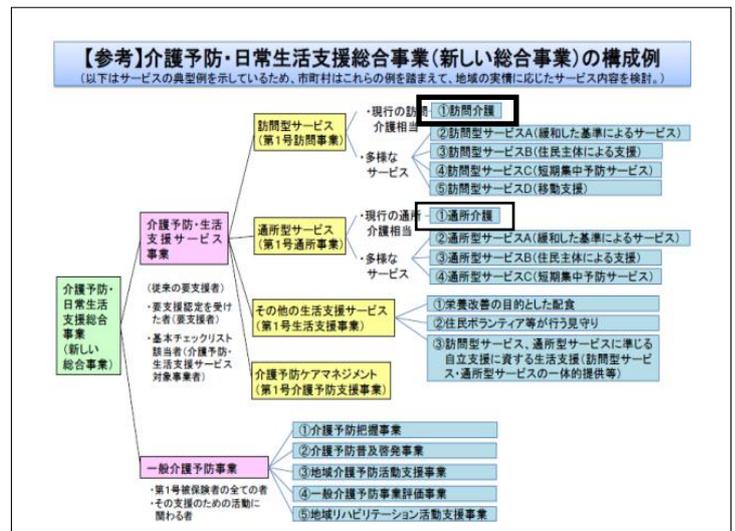
(2) 対象者

制度改正前の要支援者に相当する者

- ・要支援認定を受けた者のうちサービス利用が必要と判断された者
- ・基本チェックリスト該当者のうちサービス利用が必要と判断された者

(3) 福島市が行うサービスとその内容

- ①現行の訪問介護相当の訪問介護
内容：要支援者等に対し掃除・洗濯等の日常生活上の支援を提供
- ②現行の通所介護相当の通所介護
内容：要支援者等に対し機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供



(4) サービス利用の条件

サービス利用の条件をきめることで、サービス利用の判断基準を一律にできる。

- ①現行の訪問介護相当サービス利用の条件：検討中
 - ・既にサービスを利用しているケースでサービス利用の継続が必要なケース
 - ・以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース

- 【例】・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者
 ・退院直後で状態の変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等

②現行の通所介護相当の通所介護の条件：検討中

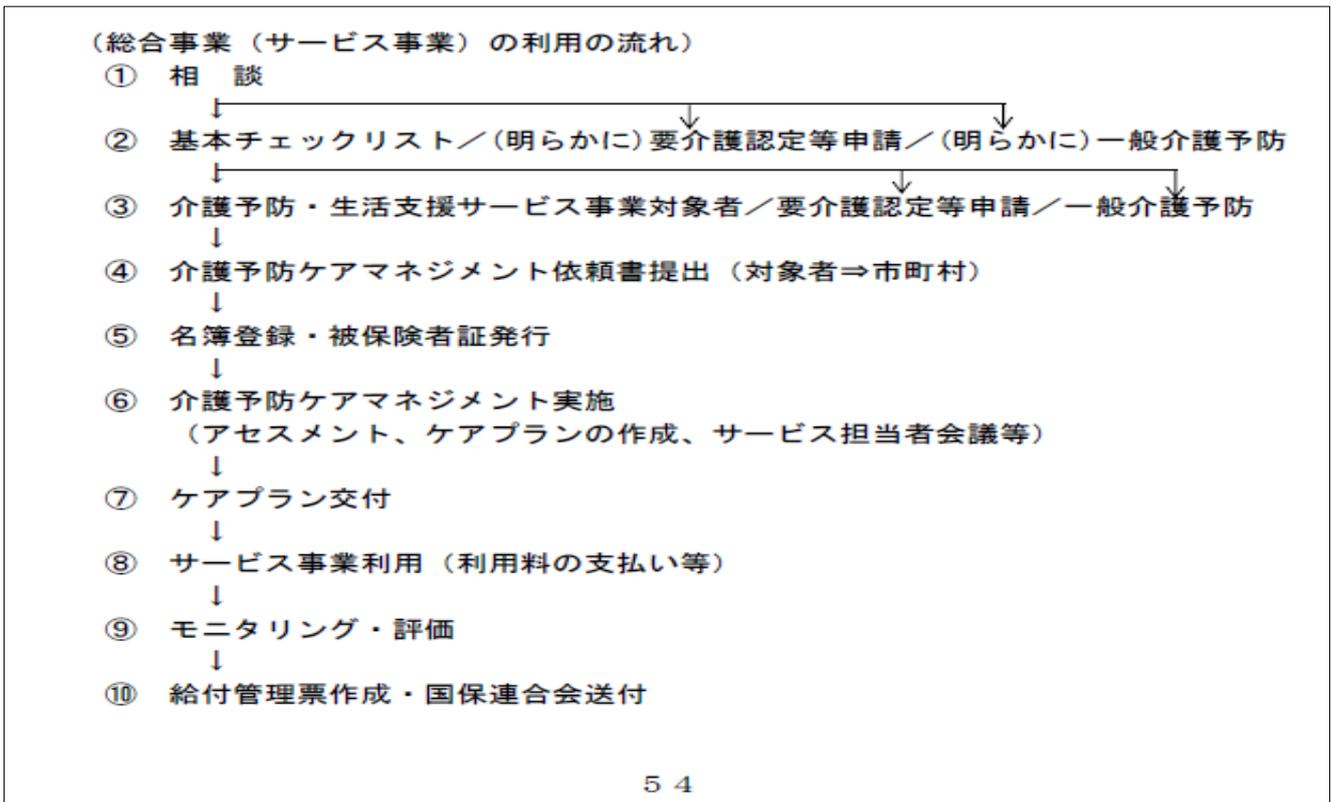
- ・既にサービスを利用しているケースでサービス利用の継続が必要なケース
- ・集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善維持が見込まれるケース

基準	現行の訪問介護相当
サービス種別	①訪問介護
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。
実施方法	事業者指定
基準	予防給付の基準を基本
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)

基準	現行の通所介護相当
サービス種別	① 通所介護
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。
実施方法	事業者指定
基準	予防給付の基準を基本
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者

【介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン P20・P21 より一部抜粋】

(5) サービス利用の流れ



【介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン P54 より一部抜粋】

(3) 『新しい総合事業』における事業所指定について

1 事業所の指定等について

(1) みなし指定について

①みなし指定事業所の指定について

平成27年3月31日で、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護、介護予防支援事業の有効な指定を持つ事業所に対し、総合事業において同一のサービスを提供する事業所として、指定したとみなします。

これらの事業所にあつては、指定手続きが済んでいるとみなされるため、新規の指定申請は不要です。

なお、みなし指定による指定の有効期間は、平成27年4月1日～平成30年3月31日までとなります。指定の有効期間終了前（平成30年3月31日）には更新の手続きが必要となります。

それ以降の指定の有効期間は6年間とします。指定の有効期間終了前には更新の手続きが必要となります。

②みなし指定事業所の定款・運営規程について

みなし指定を受けている事業所は、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、速やかに、当該事業の追加及び変更手続きをお願いします。

指定の変更届の提出は、平成30年3月31日の有効期間終了前の更新手続きの際に提出をお願いします。

(2) みなし指定とならなかった既存事業所について

①みなし指定とならなかった既存事業所の指定について

平成27年4月1日以降に指定となった事業所については、総合事業を実施するにあたり、福島市より新たに指定を受ける必要があります。

平成28年3月1日から総合事業を開始するにあたっては、平成28年2月10日までに、「県に提出した届出の写し一式」と「市の指定申請書」の提出をお願いします。

指定の有効期間は6年間とします。指定の有効期間終了前には更新の手続きが必要となります。

※期限に間に合わない場合は、事前にご相談ください。

②みなし指定とならなかった既存の事業所の定款・運営規程について

みなし指定とならなかった既存事業所は、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、速やかに、当該事業の追加及び変更手続きをお願いします。

提出は、指定申請書類等と一緒に提出ください。変更手続きが間に合わなかった場合は、手続き終了後、速やかに提出をお願いします。

(3) 新規事業所について

新規事業所は、事業を開始する前月の10日までに、市へ申請書類等の提出が必要となります。

※開設予定の事業所は、事前にご相談ください。

(4) 社会福祉法人における定款変更の手続きについて

別紙 2 参照

(5) 各事業所の届出一覧

分類		指定申請	定款	運営規程
みなし指定事業所 (~H27. 3. 31)	変更・届出について	新たな届出は不要	定款の変更が必要	運営規程の変更等が必要
	補足	有効期間終了前 (H30. 3. 31まで) には更新の手続きが必要	定款変更の際は、変更内容を所轄庁に要相談 更新時 (H30. 3. 31まで) 等に更新申請と合せて長寿福祉課へ提出	更新時 (H30. 3. 31まで) 等に更新申請と合せて長寿福祉課へ提出
みなし指定にならない 既存事業所 (H27. 4. 1~)	変更・届出について	新規の指定申請が必要	定款の変更が必要	運営規程の変更等が必要
	補足	平成28年2月10日までに指定申請書に県へ提出した届出の写し一式を添えて長寿福祉課へ提出 指定の有効期間は6年間	定款変更の際は、変更内容を所轄庁に要相談 指定申請書に添えて長寿福祉課へ提出 (所轄庁での定款変更後)	指定申請書に添えて長寿福祉課へ提出
新規指定事業所 (H28. 3. 1~)	変更・届出について	新規の指定申請が必要	指定申請時に添付が必要	指定申請時に添付が必要
	補足	事業を実施する前月の10日までに指定申請書に関係書類を添えて長寿福祉課へ提出 指定の有効期間は6年間	定款変更の際は、変更内容を所轄庁に要相談 指定申請書に添えて長寿福祉課へ提出 (所轄庁での定款変更後)	

※定款・運営規程への記載例

①地域包括支援センター

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業
(2) 介護保険法に基づく第1号介護予防支援事業 等

②介護予防訪問介護・通所介護

- (1) 介護保険法に基づく第1号訪問事業
(2) 介護予防訪問介護又は介護保険法に基づく第1号訪問事業 等
(3) 介護保険法に基づく第1号通所事業
(4) 介護予防通所介護又は介護保険法に基づく第1号通所事業 等

(4) その他

①介護予防・日常生活支援総合事業の請求について

『新しい総合事業』移行後の請求関係について、福島県国民健康保険団体連合会の資料を元に概要を説明する。

詳細については、下記日程で福島県国民健康保険団体連合会より説明する。

【国保連説明会】介護予防・日常生活支援総合事業の請求について

日 時：平成28年 2月10日（水）

○午前の部（通所事業所） 午前 9時30分～午前11時30分

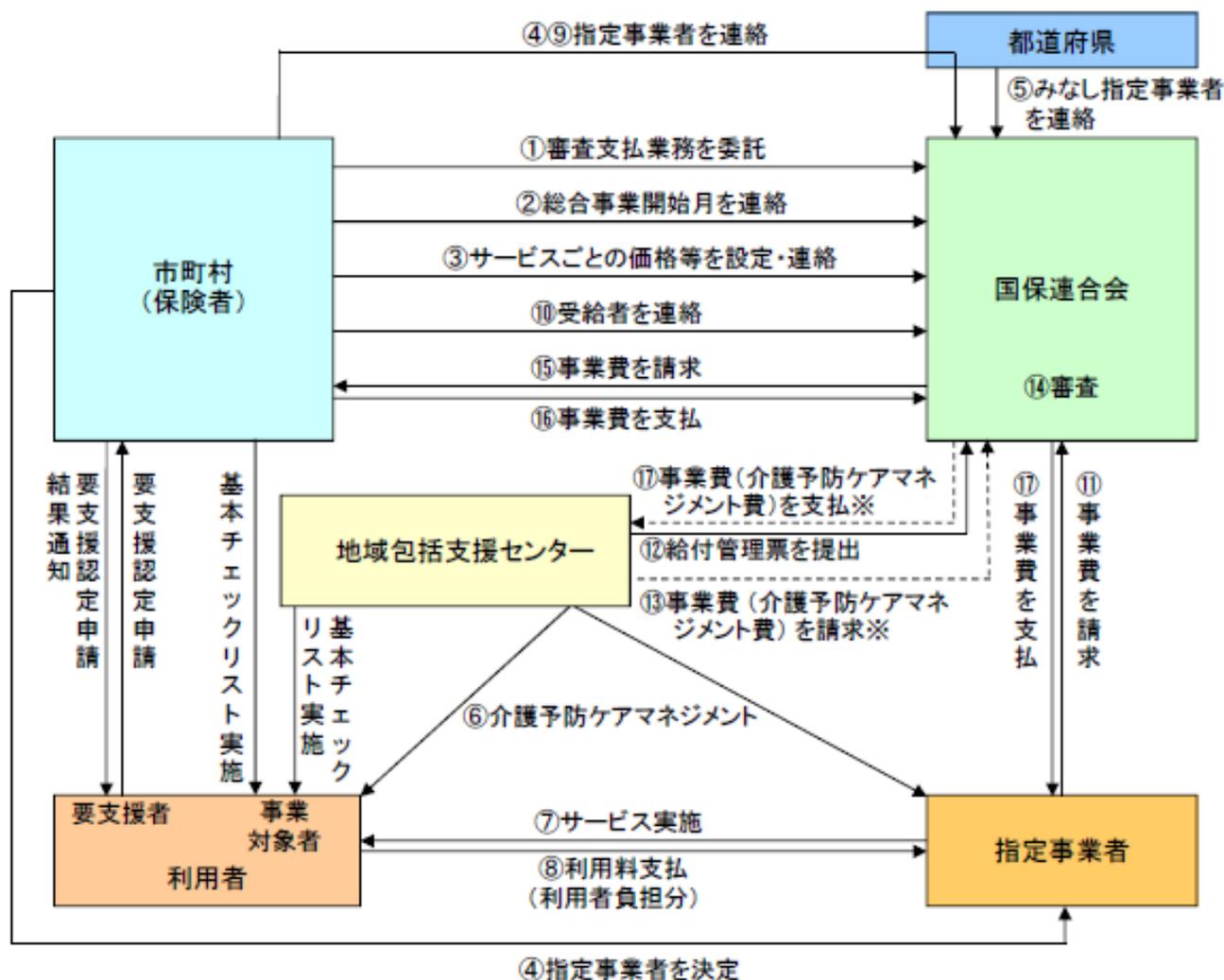
○午後の部（訪問事業所） 午後 1時30分～午後 3時30分

場 所：福島市 市民会館 2階 第2ホール（住所：福島市霞町1番52号）

※本日配付した資料を使いますので、説明会当日(2/10)忘れずにご持参ください。

〔参考〕国保連合会へ審査支払業務を委託した場合の介護予防・日常生活支援総合事業の事務処理の流れ

★利用者が総合事業によるサービスのみを利用する場合



②前回説明会への質問に対する回答 (別紙3、別紙4 参照)

③第3回『新しい総合事業』に関する説明会について

【日時】平成28年 2月24日 (水)

午前の部 (通所事業所) 午前10時 ~ 午前11時

午後の部 (訪問事業所) 午後2時 ~ 午後3時

【場所】福島市 市民会館 2階 第2ホール (住所：福島市霞町1番52号)

※申し訳ございませんが、市民会館は駐車場が限られており、混雑が予想されますので、極力、公共交通機関利用や相乗りでおこしいただく等のご協力をお願いいたします。

④質疑応答・意見交換